

司法院釈字第 609 号（2006 年 1 月 27 日）*

争 点

労工委員会は、労働者が労働者保険の有効期間に死亡して、受益者が死亡給付を請求することに対して、当該労働者の傷病が保険の有効期間に発生しなければならないことを前提条件にして、いわゆる労工保険条例にはない制限を加えことを書類で解釈したことが違憲か。

（勞委會以函釋，對於勞工在勞保的有效期間內死亡，其保險受益人請求給付時，應以該勞工之傷病必須在保險有效期間內發生作為前提要件，此一加諸勞工保險條例所沒有之限制之行爲，是否違憲？）

キーワード

労工（労働者）委員会、労工保険条例（労工保険條例）、死亡給付、法律保留原則

解釈文：労働者が法により労働者保険に加入することによって、生じる公法上の権利は憲法に保障されるべきである。保険効力の開始、停止、終止、保険事故の種類及び保険給付の履行などについては、労働者とその受益者が保険関係による権利義務事項または

権利に対する制限、と重大な関連があるので、法律や法律の明確な授權命令で規範すべき、且つ、その立法の目的と手段が憲法第二十三条の規定に当たらなければならぬ。中華民国八十四年（一九九五）から第六十四条までの規定により、死亡給付の保険給付が法律の特別

*翻訳者：劉姿汝

※ 函釈とは、行政機関が下級機関から法令の解釈を求める際に、書類で解釈して公表することを指す。

規定を除き（同条例の第二十三条、二十六条を参照）、被保険者あるいはその親、配偶、子女の死亡を指すものであり、その死亡の原因と発生時間を問わない。もし被保険者が保険加入の時に既に労働能力を失い、または詐欺、他の不正行為で保険給付を領収した事情があるが、その事情が被保険者の資格を取消し、あるいは罰金処分を受け、同時に民事、刑事の責任もある（同条例第二十四条、第七十条を参照）。行政院労工委員會。中華民国七十七年（一九八五年）四月十四日台七七劳保二字第六五三〇号函及び中華民国七十九年（一九九〇年）三月十日台七九劳保三字第四四五一号函により、法律によって保険に加入了労働者が癌などの特定病症若しくは他の傷病をかかって保険の有効期間に死亡した場合、各傷病が保険の有効期間に発生することがその受益者が死亡給付を受ける条件にしたのは、受益者の死亡保険給付の請求の権利に労工保険条例にはない制限を加えて、憲法第二十三条の法律保留原則に反し、この範囲以内は適用しないべきであ

る。

解釈理由書：労工保険は、国が憲法第一五三条第一項の労働者保護及び第一五五条、憲法増修条文第十条第八項の社会保険制度の実施という基本国策を実現するために、設けた社会福祉制度であり、社会保険の一種である。この主旨は、労働者の生活を安定し、社会安全を促進することであり、労働者保険が社会政策を持っていことが明らかである。労働者が法に従って労働者保険に加入する権利は、憲法に保障されるべきである。労工保険条例により、労働者が分担する保険料は当該労働者の当月の保険に算入された給料の中で一定の比例を計算するのであり、保険事故の危険と必ずしも対価原則を厳守するのではなく、量能負担原則で社会の助け合いの機能を維持する。労働者保険は、自らから参加するだけではなく、強制性があり、一定の条件に該当する労働者が全て当該保険に加入すべき（同条例第六条、八条、七十一条、七十二条）、商業保険のように個人の意思に決めるのではな

い。各保険機関は労工保険条例により所属の労働者に保険をかける際に、労工保険局がその危険の高さを評定する手続の必要がなく、さらに危険性が高いことが理由として保険を拒むこともできない、要するに各機関は所属の労働者が労働者保険に加入するか否かについて選択権がない。労働者が法律により強制的に労働者保険に加入し、保険料を納付し、自分と他の保険を掛けた労働者が生じた保険事故の危険を分担すること、商業保険と異なる。又、労働者保険には社会保険の性質があり、何の保険事故に保険給付を与えるかに関して、立法機関は労働者保険の政策目的、社会安全制度を妥当に設立すること、労働者の権益の保護、社会全体の資源配分及び国家の財政の負担能力などの要素を衡量して、前述した趣旨に沿って一定の必要な保護範囲を形成する。労働者が法律により労働者保険に加入して生じる公法上の権利は、憲法に保障されるべきである。保険効力の開始、停止、終止、保険事故の種類及び保険給付の履行など、いわゆる労働者及びその受益

者が保険関係によって生じる権利義務の事項、或いはこの権利の制限に関して、法律もしくは法律による授権命令で規範すべきであり、且つこの立法の目的と手段が憲法第二十三条の規定に当たらないと、憲法に許容されない。

労工保険条例第十九条第一項の規定により、「被保険者もしくはその受益者は、保険効力が開始してから停止までに保険事故が生じる場合、本条例によって保険給付を請求することができる。」この規定は保険事故の発生原因が何時に存在することに関して、何の制限もかけていない。普通事故保険について、労工保険条例第二条及び第四章の規定により、保険給付とは生育給付、傷病給付、医療給付、障害給付、失業給付、老年給付及ぶ死亡給付、七種類があり、異なる特定の保険事故を担う。同条例の第六十二条から六十四条までの規定により、死亡給付に関する保険事故は法律に特別な排除条件があることを除い（同条例第二十三条、二十六条を参照）、被保険者またはその親、配

偶、子女が死亡したことを言い、死亡の原因が何時に発生するのが不問。これは、労働者が労働期間に死亡した場合に、死亡給付が当該死亡した労働者の家庭もしくは扶養された親族がそれで起因した経済的困窮を避けるため、保険給付の支給で生活を維持させ、憲法に労働者を保障する意旨に合う。もし被保険者が保険に加入する前に厳重な傷病で労働不能でありながら、保険に加入する場合、被保険者の資格を取り消すべき（同条例第二十四条を参照）、さらに詐欺もしくは他の不正行為を通じて保険給付を受領することがあれば、罰金処分を受け、並びに民事や刑事責任もありえる（同条例第七十条を参照）。